

【資料】

令和5年2月22日

2月16日臨時幹事会における内閣府からの「検討状況」説明についての懸念事項

1. 総じて、今回の説明は、昨年12月21日の総会が声明で示した懸念事項について、その懸念のほとんどを解消するどころか、むしろより深めるものであった。
2. 総会声明では政府方針の「見直し」を強い決意をこめて求めたが、会員選考における第三者委員会の設置をはじめ、実質的な「見直し」はなされていなかった。
3. また、法改正に向けた検討事項として説明された中にはすでに円滑に実施されていてわざわざ法定するには及ばないもの、法定することでむしろ意義ある活動を制約する可能性のあるものも含まれている。なぜそれらが必要なのか、今回の説明においても立法事実は示されないままに終始した。
4. 「(1) 中期的な事業運営計画（6年）の作成」について
 - ・ 独立行政法人通則法は「独立行政法人」の定義として「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業」行うものとしているが（第二条）、内閣府の説明で示された「事業」の用語からは、内閣府が日本学術会議を独立行政法人などと同じ「事業体」として扱っていることが窺われる。
 - ・ 日本学術会議は、政府の諮問事項を含め、科学における重要事項を審議し、諸科学の連携強化を行うことを旨とする組織である。科学の進歩や社会の変化などに応じて必要となる審議や活動も変わり、6年間の「事業」運営計画を定めることには適さない。
 - ・ 日本学術会議法制定時に示された「審議機関」としての理解に立ち返り、あくまで便宜的に行政機構内に置かれていることを踏まえるべきである。法に「事業」という概念を盛り込むことは、日本学術会議の性格を一変させるといわなければならない。
5. 「(4) 会員等に求められる資質等の明確化」について
 - ・ 「会員等に求められる資質」をめぐって、現行の日本学術会議法に定められたもっとも基本的な条件としての「優れた研究又は業績を有する科学者」を超えたところについては、現在進行している次期会員の選考方針においてもすでに明示している。また、考慮されるべき要件は、その折々の日本学術会議が社会において果たすべき役割と活動に応じて可変的でありうることから、法定することになじまない。
 - ・ 会員等に求められる資質として、敢えて行政・産業界との連携や研究成果の活用を例示することは、一定の学術領域、例えば、基礎研究の分野にはなじまない。これらを明記することは、会員の選考、ひいては日本学術会議の性格にも関わる。

6. 「(5) 選考・推薦及び内閣総理大臣による任命」について

- ・ そもそも、日本学術会議法第三条に「独立して職務を行う」とされているにも関わらず、職務を担う会員の選考を「掣肘」する、すなわち自由な活動を制約する権限を有した選考諮問委員会を設けることは、法の定める「独立して職務を行う」ことを妨げ、日本学術会議の独立性を損なうものとなることに強い懸念がある。今回の説明においてこの懸念は解消されていない。
- ・ すでに外部団体から会員となるべき候補者の情報提供を求めているにも関わらず、それに代えてなぜ推薦としなければならないのか、説得的な説明はなかった。
- ・ 外部団体からの情報提供を得て行っている次期選考結果を、法定された推薦と同じものとみなすかのような説明が行われたが、そのことは逆に外部団体からの推薦を法定化する必要がないことを示している。
- ・ 会員の推薦を求める対象に、民間「事業者」の団体のみを例示的に明記することは、最も公正・中立性が求められる日本学術会議の会員の選考方法としてふさわしくないと考えられる。現在進行中の次期会員の選考においては、すでに、事業者団体のみならず専門職団体、消費者団体、労働組合などより広く社会のステークホルダーに情報提供を求めている。
- ・ 選考諮問委員会の構成・権限、さらに同委員会の構成に当たって想定されている「一定の手續」について、12月の総会声明でもこの点への懸念を指摘してきたが、具体的な説明はなかった。今回の内閣府からの説明をもって「丁寧な説明」とみなすことはできない。
- ・ 「選考諮問委員会の意見を尊重しなければならない」とされているが、日本学術会議と選考諮問委員会の見解が一致しなかった場合にどうなるのかについて、委員会の意見は可能な限り尊重するが、学術会議の判断で会員候補者を決めればよいとの説明があった。議論を尽くしたが意見が一致しないまま、本会議が内閣総理大臣に会員候補を推薦した場合にどうなるのか。不一致を理由に任命拒否することを正統化するものとならないか懸念される。

7. 「(6) 改革のフォローアップ」について

- ・ 国への存置を決めたと説明されてきたが、むしろ3年後ないし6年後の法人化が、強く想定されていることが窺われる。

8. 「(7) 任期の調整等」について

- ・ 改正法で現在の会員の任期調整を行うとされているが、現在の会員・連携会員は令和5年9月30日または令和8年9月30日までを任期として任命され、また就任に同意してきた。個人の身分に関わることであり、任期の延長を行うのであれば各人に対してそ

れを受諾する意思があるのかを個別に確認しなければならない。当然、会員・連携会員には受諾せず辞任する権利がある。合理的な説明も十分な協議もないまま、一方的な任期調整を行うことは、日本学術会議が独立して職務を行うことを大きく妨げるものである。

9. 私たちはこの問題について、真摯な対話を通じて解決したいと考えている。しかし、今回の「説明」でも、法改正案の詳細のすべては説明されておらず、日本学術会議が示した懸念事項を考慮した実質的な「見直し」も行われていない。あたかも「丁寧な説明」をしたかのような既成事実を積み重ねるためだけに幹事会等での「説明」を行うというのであれば、いたずらに回を重ねることに意味があるとは思われない。「丁寧な説明」「意見交換」と言うのであれば、国会への法案提出期限がすでに目前に迫っていることから、いったん今国会への法案提出は断念した上で、より丁寧な検討を進めるとともに、アカデミアなど多様な関係者も交えた協議の場を設けて、広く日本の学術体制のあり方も含めてこの問題の議論を行うべきである。
10. 学術とは、表面的事象に惑わされることなく真理を追求する営みであり、すべての科学者はそのような教えのもとで研究や教育に携わってきた。今回の内閣府の方針と説明は、真理や理念を追求する学術の本旨を踏まえぬ近視眼的なもので、むしろ、日本学術会議と日本の学術の未来を見通せぬものにしてしまっているとの感想も抱かざるをえない。このような「改革」が強行されたもとの、はたして世界の学術を牽引しうる新たな発見や、解決すべき課題に向けたイノベーションを達成できるのだろうか。もとより透明性や信頼性は重要だが、日本の学術はいかにあるべきか、どのような状況のもとでこそ自由な発想によるイノベーションをもたらしうるのか、そのような大局観に立った賢慮が求められている。現在のようなかたちで法改正が強行されるならば、それは日本の学術の「終わりの始まり」となりかねないことを強く憂慮する。